

保育の質向上に関する連携協定書

新潟市（以下「甲」という。）及び株式会社コードモン（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、双方が保有する資源を有効活用し、保育の質及び保育者の資質向上並びに保育業務の効率化を図り、地域全体の子育て支援体制強化に貢献することを目的とする。

第2条 （連携事項）

- 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。
 - （1）保育者の研修の充実に関する事項
 - （2）保育者のキャリア形成に関する事項
 - （3）保育者の業務省力化及び保護者の負担軽減に関する事項
 - （4）その他保育の質の向上及び保育者の資質向上に関する事項
 - （5）上記各号の推進に向けたICTサービスの利活用・効果検証等に関する事項
- 2 甲及び乙は、前項の連携事項について、以下の通りその役割を担うものとする。
 - （1）甲の役割
 - ① 甲が運営する保育施設等（以下「施設」という。）への保育者向けオンライン研修サービス「コードモンカレッジ」（以下「コードモンカレッジ」という。）の利用促進
 - ② 乙より依頼された本協定に関するインタビューへの協力及びアンケートへの回答（施設及び施設職員を対象としたアンケートを含む。）
 - （2）乙の役割
 - ① 乙が提供するコードモンカレッジを活用した研修機会の提供及び支援
 - ② 保育者のキャリア形成支援
 - ③ 本協定の目的達成のために必要な連携事項の検討及び企画提案
- 3 甲及び乙は、前項の役割のほか、協議の上、本協定の目的の範囲内で第1項の連携事項に必要な役割を担うものとする。
- 4 本協定に基づく連携事項の履行にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。ただし、業務の内容により、別途甲乙間で費用の負担を取り決めた場合にはこの限りではない。

第3条 （確認事項）

甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

第4条 （協定内容の変更又は解除）

甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

第5条 （有効期間）

本協定の有効期間は、協定を締結した日の翌日から起算して3回目の3月31日までとする。ただし、本協定が満了する1か月前までに、甲及び乙から書面により本協定の継続に異議を申し出ない場合は、満了日の翌日から1年間、有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

第6条 （守秘義務等）

- 1 甲及び乙は、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上または営業上その他業務上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏洩してはならず、また、本協定のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、秘密情報のうち法令または裁判所の命令により開示することが義務付けられた情報を、相手方に事前に通知の上で、当該法令または命令に定める開示先または裁判所に対して開示することができる。
- 4 甲及び乙は、本協定終了後または相手方から要求があったとき、相手方の指示に従い、直ちに秘密情報を相手方に返却し、または自らの責任において完全に消却する。
- 5 甲及び乙は、個人情報保護法その他個人情報保護に関する諸法令（ガイドラインを含む）を遵守するほか、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な処置を行い漏洩等の事故を起こさないものとする。

第7条（合意管轄）

本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条 （その他）

本協定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

2025年8月4日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1
新潟市
新潟市長 中 原 八 一

乙 東京都品川区西五反田八丁目4番13号 五反田JPビルディング10階
株式会社コドモン
代表取締役 小 池 義 則